

令和8年度版 総合計画の進行管理及び課題管理シート（令和7年度の振り返りと令和9年度 of 取組検討）

施策No	611					
施策名	ごみの発生抑制と資源の有効活用				施策の目的	● ごみの減量・資源化・適正排出を推進します。 ● 一般廃棄物（ごみ）処理施設等を適正に維持・管理します。
施策主管部長	農林環境部長	施策幹事課長	環境政策課長	関係課	衛生施設課、社会福祉課、農政課	

1. 進行管理

（1）指標の実績・考察

①中期基本計画の指標 目標年度(令和7年度)の目標値達成状況

	指標	単位	実績基準値	実績値					最終年度（R7）の 目標値達成状況	左欄の「目標値達成状況」の総括
			R2	R4	R5	R6	R7	R7		
a	ごみ総排出量（一般廃棄物）	t	38,766	37,220	36,032	35,738	35,010	33,620	③目標値を下回った	ごみ総排出量については、年々減少しているが目標達成には至らなかった。
b	再生利用率（再生利用量／ごみ総排出量）	%	12.6	10.9	10.5	10.2	9.9	22.0	③目標値を下回った	スーパーマーケット等の店頭回収の拡大や、資源ごみ集団回収の団体数や回収量が減少していることから、目標達成には至らなかった。
c	ごみ処理施設の運転において、振動・騒音・排出ガス等が施設の管理値を超えた件数	件	0	0	0	0	0	0	②目標値どおり	国の規制値や指針値よりも厳しい施設管理値をクリアするため、適正に維持管理及び運営がされているため。

②後期基本計画 施策の対象・目的及び指標の設定 ※令和7年度版 総合計画の進行管理及び課題管理シート「3. 後期基本計画策定のための施策の必要事項管理シート」から転記

	対象	対象指標			単位	R4	R5	R6	R7	R8(見込)	R9(見込)	R10(見込)	R11(見込)	
①	市民	市人口（社人研推計）			人	115,700	114,695	113,498	112,515	111,388	110,515	109,641	108,768	
②	事業所	事業所数			事業所	6,236	5,884	5,884	5,884	5,884	5,884			
③	一般廃棄物（ごみ）処理施設	一般廃棄物（ごみ）処理施設数			箇所	2	2	2	2	2	2	2	2	
④	一般廃棄物（し尿等）受入施設	一般廃棄物（し尿等）受入施設数			箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	
目的		成果指標			単位	区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①②ごみを減らし、また適正に排出し資源を有効活用します。 ③④一般廃棄物（ごみ・し尿等）処理・受入施設を適正に維持管理します。	①	ごみ総排出量（一般廃棄物）（単年度）		t	目標値	38,300	38,000	34,200	33,620	34,440	33,800	33,180	32,550	
					実績値	37,220	36,032	35,738	34,367					
	②	3 Rを実践している市民の割合		%	目標値					61.0	61.5	62.0	62.5	
					実績値	60.8	59.3	60.3	55.2					
	③	ごみ処理施設の運転停止件数（単年度）		件	目標値					0	0	0	0	
					実績値	0	2	2	0					
	④	し尿等受入施設の受入停止件数（単年度）		件	目標値					0	0	0	0	
					実績値	0	0	0	0					

（2）基本方針の取組状況

①特に実績をあげている取組（計画初年度(令和4年度)以降の取組状況）

・食品ロス削減の推進においては、令和6年2月に社会福祉法人三松会とフードドライブによる食品寄贈事業についての合意書を締結し、一般家庭から食品を募り、集めた食品を福祉施設などに寄贈する取組を行っている。また、「食品ロス削減推進計画」を策定した。
・廃食用油のリサイクルを推進するため、平成27年8月より市有施設での拠点回収をしていたが、令和5年度よりスーパーマーケットでの拠点回収を開始し、現在、スーパーマーケット6か所、市有施設13か所の計19か所で拠点回収を実施している。また、令和7年7月には、株式会社吉川油脂、E N E O S株式会社及び市の3者で、廃食油の有効活用に関する協定を締結した。

②計画通り進捗していない取組 ※理由及び今後の対応も含めて記載

・家庭ごみ有料化及びごみ処理手数料の改定については、原油価格や物価高騰が市民生活に及ぼす影響を考慮し実施を見送っていたが、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定にあわせ、計画期間内に有料化の実施を検討することとした。
・ごみの減量化、資源化の促進のため、3 Rの周知啓発などの関連事業を実施しているが、関連する目標が達成できていないことから、今後は、環境衛生委員と連携し更なる周知啓発や分別指導を行うとともに、家庭ごみ有料化の実施を検討する。

（3）令和7年度行政経営方針の取組状況

①令和7年度行政経営方針

・継続的かつ安定的にごみの受入れ処理を行うため、みかもクリーンセンター焼却処理施設の基幹的設備改良事業及び長期包括運営管理委託事業について、発注支援事業を実施する。
・廃プラスチックの分別回収・リサイクル処理に向け、循環型社会形成推進地域計画を策定する。
・葛生清掃センターについて庁内検討委員会で協議し、今後の方向性や施設のあり方について検討する。
・ごみの減量化・資源化を推進するため、町会での分別説明会やごみステーションでの分別指導、また、講座やイベント等のあらゆる機会を通して啓発活動を実施する。さらに、多量排出事業者に対し、ごみ減量化計画書の作成を依頼し、ごみ減量化の実効性を高める。
・食品ロス削減推進計画に基づき、市民や事業者へ食品ロスの理解と普及を図るとともに、削減に向けた行動ができるように取組を推進していく。
・家庭ごみの有料化、ごみ処理手数料について、社会情勢の変化を考慮しながら改定に向けた検討を行う。
・廃家電製品の解体・堆積を行った業者に対して、町会や関係機関と協力しながら指導を継続する。
・資源ごみ集団回収について、他市の状況等を調査し、回収量増加に向けて検討する。また、焼却灰について、リサイクルルートの状況を調査し、実現可能で安全・安心な処理方法を検討する。
・環境衛生委員協議会不法対策部会と連携し、不法投棄防止に向けたより効果的な対策を検討し実施する。

②令和7年度行政経営方針の取組状況

・基幹的設備改良事業発注に向けて、PFI等導入に係る検討及び発注仕様書を作成し、長期包括運営委託については、運営期間を10年とし令和8年度発注支援事業の準備を進めた。
・廃プラスチックの分別収集及びリサイクルについて、庁内で協議を行い、当面の間、廃プラスチックの分別収集及びリサイクルは実施しないの方針を決定した。
・葛生清掃センターのあり方等については、みかもクリーンセンターの稼働延長が決まらなかったため、庁内検討委員会の開催に至らなかった。
・ごみ減量化・資源化の促進のため、3 Rを推進する事業の展開（イベント主催・参画、各種講座開催など）、ごみステーションでの分別指導、町会での分別説明会、30社の多量排出事業者へごみ減量化計画書の作成依頼を行った。
・佐野市食品ロス削減推進取組店登録制度実施要綱を令和8年1月に施行、2月より取組店の募集を開始し、6店舗登録した。
・家庭ごみの有料化について、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画で、計画期間内に有料化の実施を検討することとした。
・行為者宅を訪問し、廃掃法第18条第6項の規定に基づく報告の徴取を求めた。不在時は依頼文書を差置き、在宅時は面会による指導のうえ依頼文書を交付した。
・資源ごみ集団回収の実施団体の増加に向け、町会長及び環境衛生委員等に対し周知啓発を行った。
・環境衛生委員協議会不法投棄対策部会を開催し、情報共有を図り、美化活動を連携して実施した。

（4）環境変化や関係者の意見、要望等

・近年、全国のごみ処理施設において、リチウム蓄電池等に起因する火災事故等が頻発に発生していることから、環境省より「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について」が示され、排出時の絶縁処理など、リチウム蓄電池等の分別回収及び適正処理の更なる徹底が求められている。

2. 課題と次年度（令和9年度）の取組

（1）課題

①みかもクリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託
②葛生清掃センターの安全かつ安定的な運営の確保
③ごみの減量化、資源化の促進
④食品ロスの削減
⑤ごみ処理に関する受益者負担の適正化
⑥廃家電等堆積物の撤去
⑦ごみの再生利用率向上
⑧不法投棄防止対策の強化
⑨衛生センターの安定的な運営の確保

（2）課題に対する今年度(令和8年度)内の取組状況、予定

①継続的かつ安定的にごみの受入れ処理を行うため、みかもクリーンセンター焼却処理施設の基幹的設備改良工事及び長期包括運営管理業務を発注する。
②葛生清掃センターについて、将来の施設のあり方（更新・廃止・中継施設）について庁内検討委員会で協議する。
③ごみ減量化・資源化の促進のため、3 Rを推進する事業の展開（イベント主催・参画、各種講座開催など）、ごみステーションの分別指導、町会の分別説明会、多量排出事業者へごみ減量化計画書の作成依頼を行う。
④食品ロス削減推進計画に基づき、市民や事業者へ食品ロスの理解と普及を図るとともに、「食品ロス削減取組店」の認定などの取組を推進する。
⑤受益者負担適正化のため、家庭ごみの有料化、ごみ処理手数料について、社会情勢の変化を考慮しながら有料化及び改定に向け検討する。
⑥行為者宅を訪問し、廃掃法第18条第6項の規定に基づく報告の徴取を求める。不在時は依頼文書を差置き、在宅時は面会による指導のうえ依頼文書を交付する。
⑦資源ごみ集団回収量増加に向けた啓発・検討を行う。
⑧廃棄物監視員によるパトロールや監視カメラの設置、及び環境衛生委員協議会不法投棄対策部会を開催し情報共有を図り、美化活動を連携して実施する。
⑨衛生センターの施設更新に向けた概略計画を作成する。

（3）次年度(令和9年度)の取組(案)

①みかもクリーンセンターごみ焼却処理施設の基幹的設備改良工事の進捗管理及び長期包括運営管理業務のモニタリングを実施する。
②改修工事が完了した葛生清掃センターの安定的な運転を行うとともに、将来の施設のあり方は並行して検討しつつ決定した取組推進する。
③ごみ減量化・資源化を推進するため、地域の環境衛生委員と連携し、町会での分別説明会やごみステーションでの分別指導、3 Rを推進するイベント等の開催、廃食用油や小型家電の回収を行うとともに、多量排出事業者へごみ減量化計画書の作成を要請する。
④食品ロス削減推進計画に基づき、「食品ロス削減取組店」の登録店舗数の増加を図るとともに、廃食用油及びフードドライブの回収拠点の拡大に取り組む。
⑤家庭ごみの有料化、ごみ処理手数料について、検討結果を踏まえ、有料化及び改定の実施の可否を含めた方針を決定する。
⑥廃家電製品の違法堆積行為者に対し、関係機関と協力して継続した指導を行う。
⑦再生利用率向上のため、ごみ減量化を推進するとともに、資源ごみ回収団体及び回収量増加に向け、町会、佐野市環境衛生委員協議会及びPTAなどの団体に対し周知を行っている。
⑧佐野市環境衛生委員協議会不法投棄対策部会と連携し、有効な場所へ看板や監視カメラを設置し、不法投棄防止に取り組む。
⑨衛生センターの施設更新に向けた概略計画を踏まえ、庁内検討委員会を立上げ、更新計画の具体化に向けた取り組みを推進する。

※重点取組は太字・下線で記載